

【倉敷市いじめ問題対策基本方針】（仮称）

（案）

平成 26 年

倉敷市・倉敷市教育委員会

目次

はじめに	1
Ⅰ いじめ問題への対策の基本的な方針	1
1 いじめの定義	1
2 いじめについての基本的な認識	2
3 いじめ問題への対策の基本的な考え方	2
Ⅱ いじめ問題への対策の内容	4
1 いじめ問題への対策のために本市が実施する事項	4
(1) 倉敷市いじめ問題対策基本方針の策定	4
(2) 倉敷市いじめ問題対策連絡協議会の設置	4
(3) 倉敷市いじめ問題対策専門委員会の設置	4
(4) いじめ問題への対策のために本市が実施する主な施策	4
2 いじめ問題への対策のために学校が実施する事項	5
(1) 学校いじめ問題対策基本方針の策定	5
(2) いじめ対策委員会の設置	5
(3) 学校が実施する取組	5
3 重大事態への対処	6
(1) 倉敷市教育委員会又は学校による対処	6
① 重大事態の発生と調査	6
② 調査結果の提供及び報告	7
(2) 市長による再調査及び措置	7
① 再調査	7
② 再調査の結果を踏まえた措置等	7
Ⅲ その他の事項	8

はじめに

倉敷市（以下「本市」という。）では倉敷市第六次総合計画において「自然の恵みとひとの豊かさで個性きらめく倉敷」をめざす将来像として掲げ、学校教育では、急激に進む人口減少と少子高齢社会に対応し、子どもが心豊かに成長できる学びの場の実現に向け、倉敷市学校問題支援総合プロジェクト事業を中心として「心の教育」を推進してきた。

特にいじめ問題については、これまでも毎年6月及び12月に設定している「いじめについて考える週間」における取組やいじめ防止リーフレット「いじめを許さない倉敷っ子」を活用した学習等、いじめの未然防止の取組を行ってきた。このたび、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号、以下「法」という。）が平成25年9月28日に施行され、それに伴い国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が示されたことを契機として、本市におけるいじめの防止、早期発見、いじめへの対処のための対策（以下「いじめ問題への対策」という。）をあらためて推進するために、「倉敷市いじめ問題対策基本方針」を策定することとした。

なお、「倉敷市いじめ問題対策基本方針」において、「学校」とあるものは倉敷市教育委員会が設置者である、倉敷市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

I いじめ問題への対策の基本的な方針

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。また、起こった場所は学校の内外を問わない。

なお、個々の行為がいじめに該当するかどうかの判断は、表面的・形式的なものに留まらず、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめに該当するかどうかを判断するに当たり「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈され、安易な判断がなされることのないようにするため、次のような児童生徒の心理や特性に留意し、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察したり、事実を客観的に確認したりして、いじめの有無を確認する必要がある。

- (ア) 自分がいじめられているということを保護者や友達に知られたくないという意識から、被害児童生徒本人がいじめられていることを認めない場合
- (イ) 加害児童生徒への恐怖心や、仲間はずれにされるのではないかと不安から、被害児童生徒本人がいじめられていることを認めない場合
- (ウ) 障がいのある児童生徒が、その障がいの特性により、加害・被害の自覚が薄い場合やいじめられていることが認識できない場合

「一定の人的関係にある」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童生徒や同じ部活動の生徒、学習塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあることを指す。

「影響」には、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含み、インターネット上での誹謗中傷等も含む。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品のたかりや、所有する物を壊されたり、隠されたりすることなども意味する。

「いじめられた児童生徒の立場に立つ」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するということである。

2 いじめについての基本的な認識

- (1) いじめは全ての児童生徒に関係する問題であると認識した上で、全ての児童生徒が、安心安全な学習その他の活動を行うことができるよう、学校の内外におけるいじめをなくすことを目指す。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを放置することがないよういじめが児童生徒の心と身体に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為であることを児童生徒が理解できることを目指す。
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを踏まえ、本市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下で、いじめ問題の解決を目指す。

3 いじめ問題への対策の基本的な考え方

(1) いじめの防止

全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、他者への思いやりや豊かな人間関係を営む力の育成に努め、児童生徒の主体的な活動等により、自己指導能力を育成することが必要である。また、全ての児童生徒が安心安全に生活できる、落ち着いた学習環境の基礎となる学習規律や生活規律の定着が重要である。さらに、増加しつつあるインターネット上でのいじめについては、情報モラルに関する教育や保護者への啓発も必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、現在、各学校において実施している、定期的なアンケート調査や教育相談をさらに充実させ、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整備するとともに、教職員や周囲の大人がささいな兆候にも気づき、積極的にいじめを認知することが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを訴えてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が連携して組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校と家庭、地域との連携が必要である。そのために、学校評議員制度等を活用して地域との連携を図ったり、PTAと教職員が、いじめの問題についての協議や研修を行う機会を設けたりする中で、地域の児童生徒の見守りや情報提供を依頼しておくことが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめ問題への対応において、学校や倉敷市教育委員会が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な成果を上げることが困難な場合には、学校や倉敷市教育委員会は関係機関（児童相談所、子ども相談センター、医療機関、警察等）と適切な連携をとることが必要である。そのために、平素から、情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制の充実が必要である。

(6) 保護者の責務

保護者は、児童生徒に対して、いじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪を判断する力、正義感等を育むための指導等に努めるとともに、学校が講ずるいじめ防止等のための取組への協力に努める必要がある。また、インターネット上のいじめにおいて、携帯電話・スマートフォン等が利用されることが多いことから、児童生徒の情報機器・端末の利用については保護者に一義的な責任があることを自覚するとともに、その適正な利用について指導・監督する責務があることを認識する必要がある。

Ⅱ いじめ問題への対策の内容

1 いじめ問題への対策のために本市が実施する事項

(1) 「倉敷市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

いじめ問題への対策に係る機関及び団体の連携を図り、いじめ問題の有効な対策を検討するために「倉敷市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

「連絡協議会」は、学識経験者、学校、倉敷市教育委員会、児童相談所、警察、法務局その他必要と認められる関係機関等の代表者により構成する。

(2) 「倉敷市いじめ問題対策専門委員会」の設置

学校からの報告を受け、個別のいじめ事案等についての調査や問題の解決を図るために、「倉敷市いじめ問題対策専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

「専門委員会」は「連絡協議会」の構成員を中心として、公平性・中立性を確保することができる委員により、組織する。

(3) いじめ問題への対策のために本市が実施する主な施策

以下の施策は、いじめがどの児童生徒にも起こり得るという考えのもとで行う。

① いじめの防止のために実施する施策

- ア 道徳教育及び体験活動等の充実
- イ 児童生徒の主体的な活動の推進
- ウ いじめを許さない集団づくりと意識の醸成
- エ 教職員の資質の向上と教育相談体制の充実
- オ 関係機関、学校、家庭、地域及び民間団体との連携強化
- カ インターネット等を通じて行われるいじめについての啓発
- キ 市の基本方針による施策の点検・評価

② いじめの早期発見のために実施する施策

- ア いじめについての相談を行うことができる体制の充実
- イ いじめについての定期的な調査の実施

③ いじめへの対処のために実施する施策

- ア いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための学校への支援等の必要な措置
- イ 警察との連携

ウ いじめの当事者間の在籍校が異なる場合の学校相互の連携、協力体制の整備

2 いじめ問題への対策のために学校が実施する事項

(1) 「学校いじめ問題対策基本方針」の策定

学校は、どのようにいじめ問題への対策を行うかについての基本的な考え方や、取組の内容等を「学校いじめ問題対策基本方針」として定める。

(2) 「いじめ問題対策委員会」の設置

学校は、法第22条に基づき、学校におけるいじめ問題への対策に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を常設する。「いじめ問題対策委員会」は、当該学校の複数の教職員に加え、心理や福祉などの専門家の参加を得て、対応することにより、より実効的ないじめ問題への対策を図る。

なお、「いじめ問題対策委員会」は、次のような役割を担う。

- | |
|--|
| <p>(ア) 学校いじめ問題対策基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割</p> <p>(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割</p> <p>(ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割</p> <p>(エ) いじめの疑いに係る情報があったときには、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対策方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割</p> |
|--|

(3) 学校が実施する取組

学校がいじめ問題への対策のために実施する取組には、以下のようなものが考えられる。

① いじめの防止のために実施する取組

- ア 道徳教育及び体験活動等の充実
- イ 校内指導体制の確立
- ウ 児童生徒の人権意識、生命尊重の態度の育成
- エ 児童生徒が互いに認め合い、支え合う人間関係づくり
- オ 児童生徒の主体的な参加による活動の促進
- カ 児童生徒がネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成
- キ 教職員の指導力の向上
- ク 家庭や地域の関係団体との連携強化

- ケ 学校いじめ防止基本方針の周知
- コ 学校いじめ防止基本方針による取組の点検・評価

② いじめの早期発見のために実施する取組

- ア 教職員による観察や情報交換
- イ 定期的なアンケート調査等の実施
- ウ 校内の教育相談体制の活用
- エ 校外の相談機関等の周知
- オ ソーシャルネットワーキングサービス等を利用する上での指導

③ いじめへの対処のために実施する取組

- ア いじめの発見や相談を受けたときの対応
- イ 教職員の組織的な対応と関係機関との連携
- ウ いじめられた児童生徒とその保護者の支援
- エ いじめた児童生徒への指導とその保護者への助言
- オ いじめの事実調査
- カ 他の児童生徒への働きかけ
- キ いじめ解消後の継続的な指導
- ク インターネット上の不適切な書き込み等への対処

3 重大事態への対処

(1) 倉敷市教育委員会又は学校による対処

① 重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態

倉敷市教育委員会又は学校は、次の場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、同種の重大事態の発生の防止のために、適切な方法により、この重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(ア) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(イ) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき |
|--|

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、倉敷市教育委員会へ報告し、倉敷市教育委員会は市長へ報告する。

ウ 調査の主体と組織

重大事態についての調査は、学校が主体となっ行う場合と、倉敷市教育委員会が主体となっ行う場合がある。

学校が調査主体となる場合、校内に設置された「いじめ問題対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織を活用して調査を行う。この場合にも、倉敷市教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

倉敷市教育委員会が調査主体となる場合には、「専門委員会」が調査を行う。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒やその保護者に対しての調査結果の提供

倉敷市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮した上で、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行う。

イ 調査結果の報告

倉敷市教育委員会は、調査結果を他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮した上で、市長に報告する。

(2) 市長による再調査及び措置

① 再調査

ア 重大事態の報告を受けた市長は、報告に係る重大事態への対処又は同種の重大事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について、附属機関を設置し、調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

イ アの附属機関の構成員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者で、職能団体や大学等から推薦された専門的な知識及び経験を有する者とし、調査の公平性・中立性を図る。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

ア 市長及び倉敷市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、調査対象である重大事態への対処又は同種の重大事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

イ 再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。

Ⅲ その他の事項

本市は、「倉敷市いじめ問題対策基本方針」の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、「倉敷市いじめ問題対策基本方針」の見直しを「連絡協議会」において検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

参考資料

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）

岡山県いじめ問題対策基本方針（平成26年岡山県・岡山県教育委員会）

平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）